

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### (1) 河川、湖沼及び地下水（水道原水としての利用状況）

事業実施想定区域及びその周囲の村上市、胎内市、聖籠町及び新発田市における上水道、簡易水道、専用水道及び小規模水道の現況は表 3.2.12 に示すとおりである。また、その水源の内訳は表 3.2.13 に示すとおり、村上市と胎内市では、それぞれ村上市役所上下水道課、胎内市役所上下水道課が上水供給し、表流水及び地下水を利用している。新発田市と聖籠町では、新潟東港地域水道用供給事業団が管理し、新発田市は上水供給による表流水及び地下水の利用に加え、阿賀野川のダム放流水を利用しており、聖籠町は、受水槽による浄水が用いられている。

表 3.2.12 上水道の現況

市町村名	行政区域内 総人数	給水人口（人）				水道普及率 （%）
		上水道	簡易水道	専用水道	合計	
村上市	59,646	49,352	9,642	0	58,994	98.9
胎内市	29,184	22,924	5,414	611	28,949	99.2
聖籠町	13,973	13,793	51	0	13,844	99.1
新発田市	96,544	94,652	0	675	95,327	98.7

資料：「新潟県水道ビジョン（令和3年3月）（資料編）」（新潟県福祉保健部 生活衛生課）

表 3.2.13 上水道事業における水源内訳（取水量）（平成29年度）

事業主体 名	上水道・簡易水道 合計（千 m <sup>3</sup> /年）							合計
	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	浄水 受水	その他	
村上市	201	307	7,157	1,869	-	-	-	9,534
胎内市	1,202	-	762	2,565	-	-	-	4,529
聖籠町	-	-	-	-	-	1,760	-	1,760
新発田市	7,469	-	132	1,570	-	6,667	-	15,838

資料：「新潟県水道ビジョン（令和3年3月）（資料編）」（新潟県福祉保健部 生活衛生課）

#### (2) 内水面（漁業利用状況）

##### ① 漁業協同組合

事業実施想定区域及びその周囲における新潟県内水面漁業協同組合連合会に所属する漁業共同組合は表 3.2.14 で示すとおりである。

表 3.2.14 事業実施想定区域及びその周囲における漁業協同組合

組合名	組合住所	漁場番号
三面川鮭産漁業協同組合	〒958-0862 新潟県村上市若葉町 15-1	内共第 3 号（三面川）
荒川漁業協同組合	〒959-3103 新潟県村上市荒島 144-24	内共第 4 号（荒川）
胎内川漁業協同組合	〒959-2806 新潟県胎内市下赤谷 245-1	内共第 5 号（胎内川）
加治川漁業協同組合	〒959-2415 新潟県新発田市住田 510 番地	内共第 6 号（加治川）

資料：「新潟県内水面漁業協同組合連合会ホームページ」

② 漁業権

事業実施想定区域及びその周囲における内水面の漁業利用においては、表 3.2.15に示すとおり漁業権免許が付されている。

事業実施想定区域及びその周囲における設定状況は、図 3.2.6に示すとおりである。

表 3.2.15 事業実施想定区域周辺の内水面における漁業権設定状況

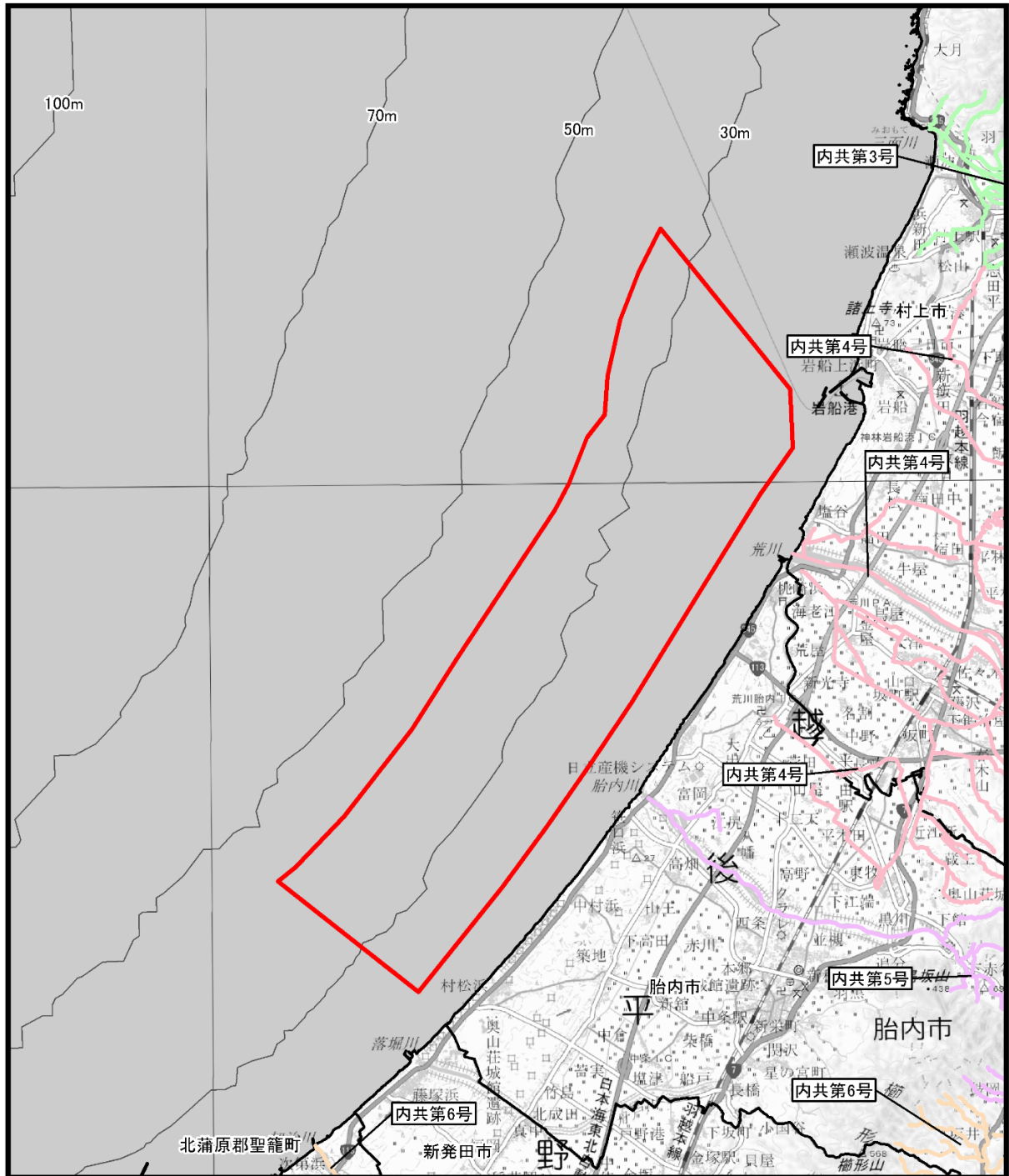
区分	内水面
免許の種類	共同漁業権
	第5種共同漁業権
漁場番号	内共第3～6号
対象魚	あゆ、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ、さくらます、かじか、わかさぎ、うなぎ、もくずがに、にじます

資料：「新潟県漁業調整規則」（新潟県）  
「新潟県告示第1083号 内水漁業権」（新潟県）

参考：漁業権の種類※

分類	種類	説明
共同漁業権		共同漁業（一定の水面を共同に利用して営む漁業）を営む権利。第1～5種に分かれる。
	第1種	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物（いせえび、うに等）を目的とする漁業
	第2種	網漁具を移動しないように敷設して営む漁業（小型定置、固定式刺網漁業等）
	第3種	地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く。）、飼付漁業、つきいそ漁業等
	第4種	特定海面において営む寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業であって第5種以外のもの
	第5種	内水面（海面以外の水面をいう。以下同じ。）又はイの湖沼に準ずる海面において営む漁業であって第1種共同漁業権以外のもの（増殖が義務付けられている。）
定置漁業権		定置漁業とは、主として回遊性の魚類の採捕を目的とする漁業であって、一定の場所に網その他の漁具を敷設し、垣網等に沿って自然に魚介類が身網に陥入したものを漁獲するものをいう
区画漁業権		区画漁業（養殖業）を営む権利。第1～3種に分かれる。
	第1種	一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業（ひび建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、小割式養殖業等）
	第2種	土、石、竹、木その他の物によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業（築堤式養殖業等）
	第3種	一定の区域内において営む養殖業であって、第1・2種以外のもの（地まき式の貝類養殖業）

※（九州漁業調整事務所ホームページ）より



凡例






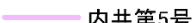
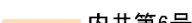
- |   |          |   |
|---|----------|---|
|  | 事業実施想定区域 | <b>内水面漁業権(河川)</b>   |
|  | 行政界      |  内共第3号 |
|  | 等深線      |  内共第4号 |
|   |          |  内共第5号 |
|   |          |  内共第6号 |



図 3.2.6 内水面の漁業権の設定状況

(3) 海域（漁業利用状況）

① 漁業協同組合

事業実施想定区域及びその周囲における新潟県漁業協同組合連合会に所属する漁業協同組合は表 3.2.16に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における漁港位置は図 3.2.7に示すとおりである。

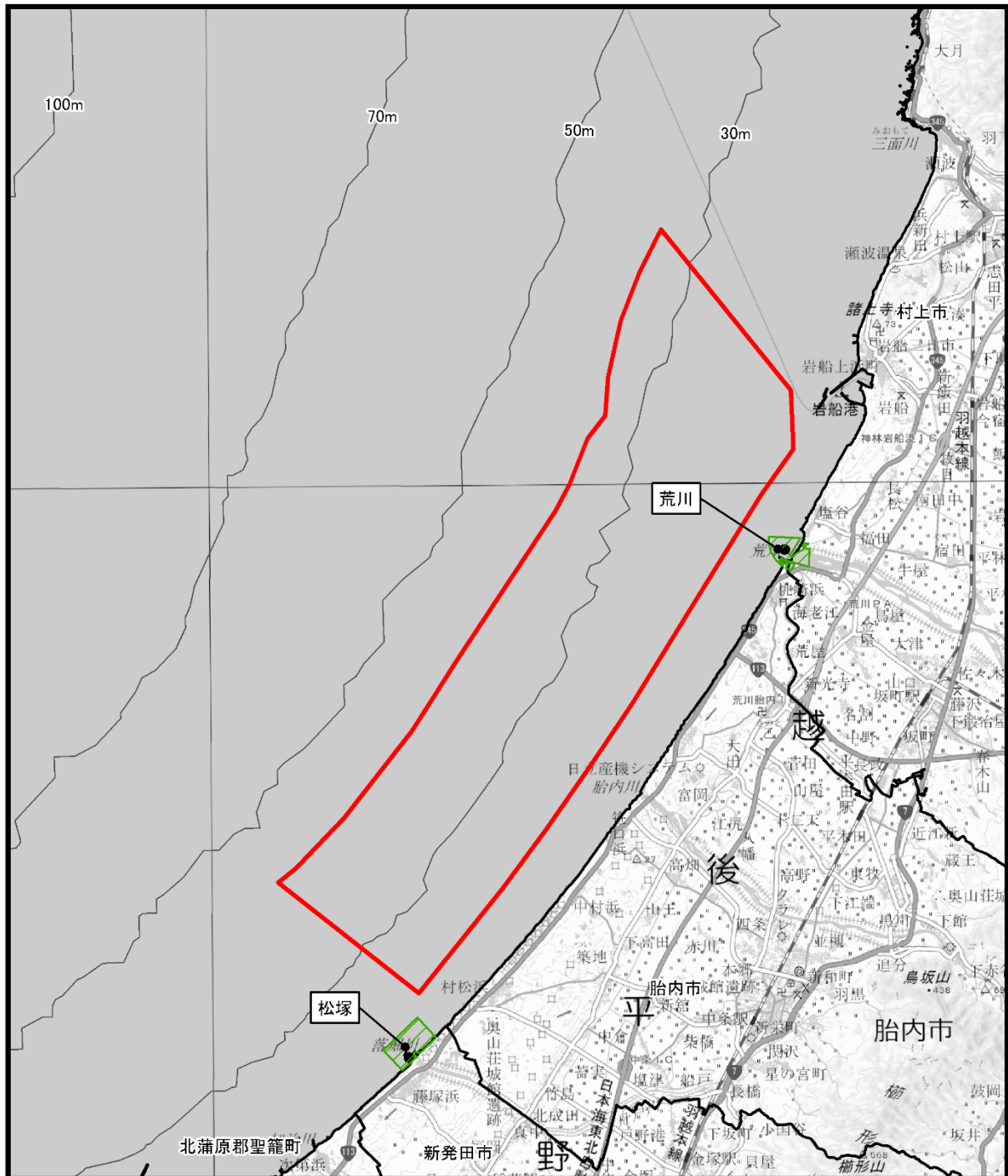
表 3.2.16 事業実施想定区域及びその周囲における漁業協同組合

組合名	組合住所	組合員数(人)	販売取扱高(千円)	主たる漁業
新潟漁業協同組合	〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島2番1号	1,397	5,468,640	底曳網、板曳網、吾智網、刺網、延縄、いか釣、たこ箱、べにずわいか籠、ばい籠、採貝採藻、小型定置網、自営(潜水)
新潟漁業協同組合 北蒲原支所	〒957-0231 新発田市藤塚浜 3585-464	—	—	—
新潟漁業協同組合 岩船港支所	〒958-0058 村上市岩船港町1番19号	—	—	—
聖籠町漁業協同組合	〒9570103 新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜 1612 番地 147	44	—	刺網、板曳網、延縄、一本釣

注：「—」は不明

資料：「漁業協同組合について」（新潟県ホームページ）

「JF新潟漁連概要」（新潟県漁業協同組合連合会ホームページ）



凡例

- 事業実施想定区域
- 漁港区域
- 行政界
- 等深線



図 3.2.7 漁港位置図

② 漁業権・漁業許可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）は、水面の総合的利用による生産力の発展を目的とし、漁業権制度および漁業許可制度に大別され、その種類は、表 3.2.17のとおり整理される。

漁業権は、主に沿岸での漁業に対して免許が交付されるものであり、一定の水面で特定の漁業を排他的に営む権利で、共同漁業権、定置漁業権そして区画漁業権の3種類があり、都道府県が海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で適格性を判断した者（漁協）のみに、漁業権が与えられる（参照 表 3.2.18）。また、漁業許可とは、沖合での漁業に適用されるもので、漁業調整等のため、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣または都道府県知事の許可を受けて行う漁業となる（参照 表 3.2.17）。

事業実施想定区域及びその周囲における漁業権は、共同漁業権（第1種：新共第3～7号・28号、第2種：新共第3～7号・28号、第3種：新共第4～7号）が設定されている（参照 表 3.2.19及び図 3.2.8）。

表 3.2.17 漁業法体系

制度名称		制度概要		対象とする主な漁業
大臣許可漁業	漁業法（昭和24年法律第267号）第36条に基づく大臣許可漁業	複数県の沖合や外国へ出漁する漁業について国（農林水産大臣）が許可		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖合底びき網漁業</li> <li>・ 大中型まき網漁業</li> <li>・ かつお・まぐろ漁業</li> <li>・ 中型さけ・ます流し網漁業</li> <li>・ ずわいがに漁業</li> <li>・ べにずわいがに漁業</li> <li>・ いか釣り漁業</li> </ul>
知事許可漁業	漁業法第57条に基づく知事許可漁業	都道府県の沖合等で操業する漁業について都道府県知事が許可		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中型まき網漁業</li> <li>・ 小型機船底びき網漁業</li> <li>・ 小型さけ・ます流し網漁業</li> </ul>
漁業権漁業	新潟県漁業調整規則第4条に基づく知事許可漁業	知事が漁協又は個人・法人に対し、特定の沿岸漁業・養殖業等を排他的に営む権利を免許	漁業ごと及び船舶ごとの許可（対船対人漁業許可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型まき網漁業</li> <li>・ 機船船びき網漁業</li> <li>・ ごち網漁業</li> <li>・ 流し網漁業</li> <li>・ 刺し網漁業</li> <li>・ はえ縄漁業</li> <li>・ 小型いか釣り漁業</li> <li>・ かが漁業</li> <li>・ 敷網漁業</li> <li>・ しいらづけ漁業</li> </ul>
			漁業ごとの許可（対人漁業許可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潜水器漁業</li> <li>・ 地びき網漁業</li> <li>・ 小型定置漁業</li> </ul>

資料：「大臣許可漁業とは」（水産庁ホームページ）、「漁業許可について」（新潟県ホームページ）

表 3.2.18 沿岸での漁業権の概要

漁業権	概要	免許対象となる者
共同漁業権	採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利	団体漁業権：漁協（管理）
定置漁業権	定置網を設置して漁業を営む権利	個別漁業権：漁業者
区画漁業権	一定の区画において養殖業を営む権利	団体漁業権：漁協（管理） 個別漁業権：漁業者

資料：「漁業権に基づく漁業」（水産庁ホームページ）より作成

表 3.2.19 漁業権設定状況（沿岸域）

区分	海面				
	共同漁業権			定置漁業権	区画漁業権
免許の種類	第一種共同漁業	第二種共同漁業	第三種共同漁業		
漁場番号	新共第3～7号・28号	新共第3～7号・28号	新共第4～7号	-	-
対象魚種	たこ、なまこ、かき、さざえ、いわのり、もずく、あわび、いがい、あおさ、いわのり	きす、かに、かれい、ひらめ、かます、うしのした、くるまえび、雑魚、ばい、さけ、ます、めばる、はたはた、いなだ、このしろ	あじ、さば、いわし	-	-

資料：「漁業権について」（水産庁ホームページ）

参考：漁業権の種類※

分類	種類	説明
共同漁業権		共同漁業（一定の水面を共同に利用して営む漁業）を営む権利。第1～5種に分かれる。
	第1種	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物（いせえび、うに等）を目的とする漁業
	第2種	網漁具を移動しないように敷設して営む漁業（小型定置、固定式刺網漁業等）
	第3種	地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く。）、飼付漁業、つきいそ漁業等
	第4種	特定海面において営む寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業であって第5種以外のもの
	第5種	内水面（海面以外の水面をいう。以下同じ。）又はイの湖沼に準ずる海面において営む漁業であって第1種共同漁業権以外のもの（増殖が義務付けられている。）
定置漁業権		定置漁業とは、主として回遊性の魚類の採捕を目的とする漁業であって、一定の場所に網その他の漁具を敷設し、垣網等に沿って自然に魚介類が身網に陥入したものを漁獲するものをいう
区画漁業権		区画漁業（養殖業）を営む権利
	第1種	一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業（ひび建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、小割式養殖業等）
	第2種	土、石、竹、木その他の物によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業（築堤式養殖業等）
	第3種	一定の区域内において営む養殖業であって、第1・2種以外のもの（地まき式の貝類養殖業）

※（九州漁業調整事務所ホームページ）より

③ 操業状況

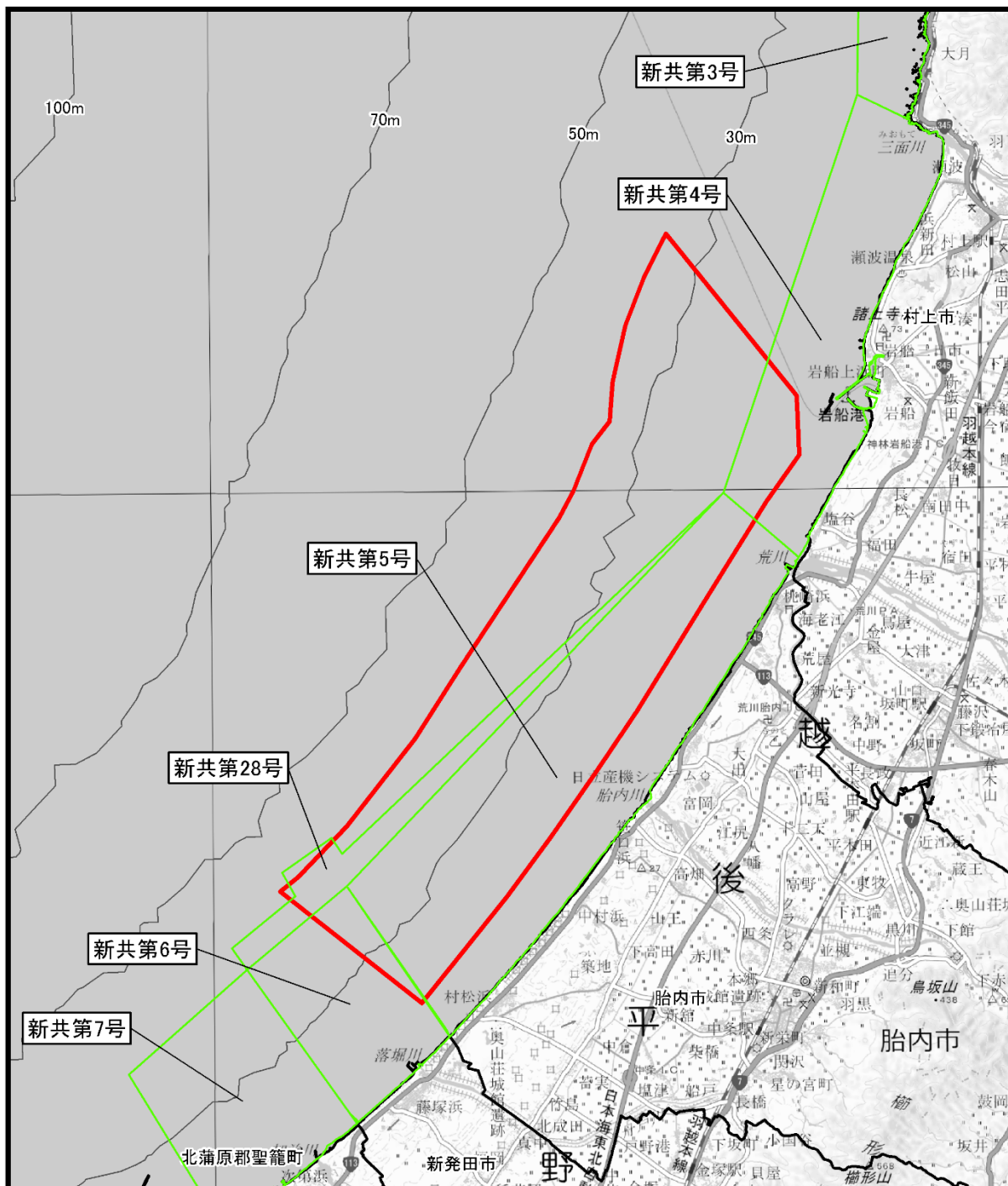
事業実施想定区域及びその周囲の市町村別の漁船隻数は表 3.2.20に示すとおりである。

表 3.2.20 市町村別漁船隻数・動力漁船トン数規模別保有

県市町村	総数	無動力漁船	船外機付漁船	動力漁船（隻）															
				計	1トン未満	1～3トン未満	3～5トン未満	5～10トン未満	10～20トン未満	20～30トン未満	30～50トン未満	50～100トン未満	100～150トン未満	150～200トン未満	200～350トン未満	350～500トン未満	500～1,000トン未満	1,000～3,000トン未満	3,000トン以上
県計	1,896	18	1,261	617	22	232	145	132	80	1	-	-	2	-	3	-	-	-	-
村上市	157	-	82	75	-	2	24	37	11	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
胎内市	51	-	47	4	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
聖籠町	47	-	27	20	-	12	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新発田市	40	-	29	11	-	10	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

「-」：事実のないもの

資料：「2018年漁業センサス」（農林水産省）



- 凡例
- 事業実施想定区域
  - 共同漁業権
  - 行政界
  - 等深線

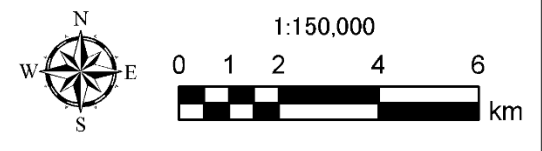


図 3.2.8 沿岸の漁業権の設定状況